

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線道路放射第 32 号線

東京都市計画道路 幹線道路補助線街路第 103 号線

2 理由

幹線街路補助線街路第 103 号線（以下「補助第 103 号線」という）は、台東区東上野四丁目を起点とし、江東区亀戸三丁目を終点とする、延長約 4.4 キロメートルの路線である。

このうち、墨田区業平四丁目から墨田区業平五丁目までの区間は、平成 28 年 3 月に東京都・特別区・26 市 2 町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」において、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する「計画内容再検討路線」に位置付けられている。

この整備方針に基づき、周辺のまちづくりや交通動向を確認するとともに、立体交差計画の要否や拡幅整備の有効性を検証した結果、現道のままでも将来も円滑な交通処理が可能と見込まれること等が確認された。

このため、補助第 103 号線の一部幅員及び一部区域を変更するとともに、放射第 32 号線との立体交差を廃止する。

また、補助第 103 号線の変更に伴い放射第 32 号線の一部区域を変更するとともに、全線で車線の数を決定する。